

兵庫県公報

令和元年 7月23日 火曜日 第 25 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	4
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（水産課）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	11
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	11
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 入札公告（管理課）	14
病院局公告	
○ 入札公告	17
○ 同 上	23
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	30
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	31

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）

児童相談所を設置している中核市においても療育手帳の交付ができるようになること及び通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第241号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和元年 7月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- | | | |
|-----|-------|------------------|
| 1 名 | 称 | 吉田アーデント病院 |
| | 所在地 | 神戸市灘区原田通1丁目3番17号 |
| | 撤回年月日 | 平成31年4月30日 |
| 2 名 | 称 | 兵庫県立柏原病院 |

所在地 丹波市柏原町柏原5208番地1
撤回年月日 令和元年6月30日

**兵庫県告示第242号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった1から21までの医療機関を救急病院と認定した。

令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称 吉田アーデント病院
所在地 神戸市灘区原田通1丁目3番17号
認定年月日 令和元年5月1日
認定の有効期限 令和4年4月30日
- 2 名称 兵庫県立丹波医療センター
所在地 丹波市氷上町石生2002-7
認定年月日 令和元年7月1日
認定の有効期限 令和4年6月30日
- 3 名称 原泌尿器科病院
所在地 神戸市中央区北長狭通5丁目7番17号
認定年月日 令和元年5月9日
認定の有効期限 令和4年5月8日
- 4 名称 神戸マリナーズ厚生会病院
所在地 神戸市中央区中山手通7丁目3番18号
認定年月日 令和元年5月1日
認定の有効期限 令和4年4月30日
- 5 名称 兵庫県立こども病院
所在地 神戸市中央区港島南町1丁目6番7
認定年月日 令和元年5月1日
認定の有効期限 令和4年4月30日
- 6 名称 春日病院
所在地 神戸市北区大脇台3番地の1
認定年月日 令和元年5月1日
認定の有効期限 令和4年4月30日
- 7 名称 済生会兵庫県病院
所在地 神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号
認定年月日 平成31年4月8日
認定の有効期限 令和4年4月7日
- 8 名称 神戸ほくと病院
所在地 神戸市北区山田町下谷上字梅木谷37番3
認定年月日 平成30年12月1日
認定の有効期限 令和3年11月30日
- 9 名称 医療法人一高会 野村海浜病院
所在地 神戸市須磨区須磨浦通2丁目1番41号
認定年月日 令和元年5月9日
認定の有効期限 令和4年5月8日
- 10 名称 足立病院
所在地 神戸市西区伊川谷町有瀬696番地の2
認定年月日 令和元年5月9日
認定の有効期限 令和4年5月8日
- 11 名称 久野病院
所在地 神戸市西区神出町広谷623番地の16

- | | | |
|----|---------|------------------------|
| | 認定年月日 | 令和元年5月9日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年5月8日 |
| 12 | 名称 | 地方独立行政法人 明石市立市民病院 |
| | 所在地 | 明石市鷹匠町1番33号 |
| | 認定年月日 | 平成31年3月30日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年3月29日 |
| 13 | 名称 | 市立芦屋病院 |
| | 所在地 | 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号 |
| | 認定年月日 | 令和元年6月8日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年6月7日 |
| 14 | 名称 | 三田市民病院 |
| | 所在地 | 三田市けやき台3丁目1番地1号 |
| | 認定年月日 | 令和元年6月16日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年6月15日 |
| 15 | 名称 | 医療法人愛心会 東宝塚さとう病院 |
| | 所在地 | 宝塚市長尾町2番1号 |
| | 認定年月日 | 令和元年6月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年5月31日 |
| 16 | 名称 | 加古川中央市民病院 |
| | 所在地 | 加古川市加古川町本町439番地 |
| | 認定年月日 | 令和元年7月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年6月30日 |
| 17 | 名称 | 医療法人社団栗原会 栗原病院 |
| | 所在地 | たつの市龍野町富永495番地の1 |
| | 認定年月日 | 平成30年12月14日 |
| | 認定の有効期限 | 令和3年12月13日 |
| 18 | 名称 | 公立豊岡病院組合立 豊岡病院出石医療センター |
| | 所在地 | 豊岡市出石町福住1300番地 |
| | 認定年月日 | 平成31年3月28日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年3月27日 |
| 19 | 名称 | 公立香住病院 |
| | 所在地 | 美方郡香美町香住区若松540番地 |
| | 認定年月日 | 平成31年4月13日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年4月12日 |
| 20 | 名称 | 公立豊岡病院組合立 朝来医療センター |
| | 所在地 | 朝来市和田山町法興寺392番地 |
| | 認定年月日 | 令和元年5月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年4月30日 |
| 21 | 名称 | 兵庫県立淡路医療センター |
| | 所在地 | 洲本市塩屋1丁目1番137号 |
| | 認定年月日 | 令和元年5月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和4年4月30日 |



兵庫県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三

上西土地改良区
退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	中里龍男	明石市二見町西二見479番地の3



兵庫県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三

野山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井本章	丹波市春日町野山16番地
同	山本弘光	同 市春日町野山105番地
同	足立正道	同 市春日町野山90番地
同	足立進	同 市春日町野山9番地
同	山本喜弘	同 市春日町野山59番地
監事	山本恵一郎	同 市春日町野山60番地
同	山本忠己	同 市春日町野山72番地
同	山本一也	同 市春日町野山45番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井本章	丹波市春日町野山16番地
同	山本弘光	同 市春日町野山105番地
同	足立正道	同 市春日町野山90番地
同	足立進	同 市春日町野山9番地
同	山本喜弘	同 市春日町野山59番地
監事	山本恵一郎	同 市春日町野山60番地
同	山本忠己	同 市春日町野山72番地
同	山本一也	同 市春日町野山45番地



兵庫県告示第245号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成28年9月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称
西脇市野中町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市野中町の一部
- (5) 認証年月日
令和元年7月9日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成27年9月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称

- 丹波市（山南町玉巻の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市山南町玉巻の一部
- (5) 認証年月日
令和元年7月9日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成27年9月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町柏原の一部（柏原町柏原Ⅰ））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町柏原の一部
- (5) 認証年月日
令和元年7月9日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成28年1月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町石戸の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町石戸の一部
- (5) 認証年月日
令和元年7月9日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成28年7月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（山南町上滝、阿草）の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市山南町上滝及び阿草の各一部
- (5) 認証年月日
令和元年7月9日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成25年7月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文庄田の一部（倭文庄田Ⅳ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文庄田の一部
- (5) 認証年月日
令和元年7月9日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称

多可町（八千代区上三原の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
多可町八千代区大和の一部
- (5) 認証年月日
令和元年7月9日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
揖保郡太子町
- (2) 調査を行った期間
平成27年6月から平成30年12月まで
- (3) 成果の名称
太子町（塚森の一部②地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
太子町塚森の一部
- (5) 認証年月日
令和元年7月9日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成28年5月から平成30年2月まで
- (3) 成果の名称
香美町（小代区秋岡・新屋の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
香美町小代区秋岡及び新屋の各一部
- (5) 認証年月日
令和元年7月9日



兵庫県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
東播用水土地改良区	令和元年6月20日
金会土地改良区	同 月21日
新田東部土地改良区	同 上
神戸市寺谷土地改良区	令和元年6月25日
下鶴井土地改良区	同 月27日
田鶴野東部土地改良区	同 月28日
今田町土地改良区	令和元年7月2日



兵庫県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和元年7月10日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方

裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	鍋谷池地区	令和元年7月23日から 同年8月13日まで	上郡町役場



兵庫県告示第248号

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三

法第104条第2号に掲げる漁業の沼島区域（沼島漁業協同組合の地区）の項中

「

3 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
4 機船船びき網漁業
5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
6 網漁具を定置して営む漁業

」

を

「

3 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用してい わし及びいかなごとることを目的とする漁業
5 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさよりをとる ことを目的とする漁業
6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに掲 げる漁業以外の漁業
7 網漁具を定置して営む漁業

」

に改める。



兵庫県告示第249号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
ナガセケムテックス株式会社播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地
取締役事業所長 岩 崎 浩 之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
ナガセケムテックス株式会社播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号イ 縮合反応施設	33号二 静置分離器		
能	力	10m ³	6.1m ³		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1日	着手後1箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	0時～翌0時 10時間		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	5～10	5～10	5～10	5～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,722	1,722	24,391	42,308
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,565	1,565	22,174	38,462
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	33	60	33	60
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	73	73	—	—
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	6,522	11,538
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	4.5	8.3	4.5	8.3
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	1.2	3.6	1.1	1.8
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	4.1	12	3.9	8.3
	1,4-ジオキサン (単位 mg/L)	0.22	0.25	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		7.3	13	1.6	2.8

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程で変更を行うため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

46号口 ろ過施設 (No. 1)		46号口 ろ過施設 (No. 2)	
500L/時		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
0時～翌0時 8時間		0時～翌0時 4時間	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
11	12	13.8	13.8
1,149	1,149	240	240
1,979	1,979	22,000	22,000
—	—	—	—
332	332	30,909	30,909
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
0	0.2	0	0.003

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年 7月23日から同年 8月13日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民部環境課



兵庫県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 7月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年 9月 1日から令和元年 6月30日まで
- 3 作業地域
宝塚市花屋敷松ガ岡及び仁川高台一丁目地内



兵庫県告示第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年 7月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 5月 7日から同年 6月28日まで
- 3 作業地域
市川町下瀬加地内



兵庫県告示第252号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南県民センター長から報告があった。

令和元年 7月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
令和元年 8月 7日（水）午後 1時30分から午後 2時30分まで
- 2 場所
西宮市櫛塚町 2—28 兵庫県西宮集合庁舎 4階会議室
- 3 被聴聞者

商号又は名称	有限会社和辻建具店
代表者氏名	和 辻 潤 治
事務所所在地	兵庫県尼崎市南塚口町 6—10—46
免 許 番 号	兵庫県知事（13）第6421号
免 許 年 月 日	平成30年 1月22日

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 Corowa 甲子園

所在地 西宮市甲子園高潮町22番3号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	飯盛徹夫
-------------	------------------	------

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23-5 新川イースト	堀江泰文
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7-7 新高円寺ツインビル6F	白土孝
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田七丁目22-17 TOCビル10F	柘植圭介

外29者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23-5 新川イースト	木下尚久
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7-7 新高円寺ツインビル6F	北原久巳
株式会社HAPINS	東京都品川区西五反田七丁目22-17 TOCビル10F	柘植圭介

外28者

4 変更年月日

令和元年6月19日ほか

5 届出年月日

令和元年6月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年7月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年11月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年7月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 デイオ明石店・スギ薬局明石魚住店
 所在地 明石市魚住町清水字水田1613—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地の5	大賀 昭 司
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉 浦 広 一
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
 ア 変更前
 (仮称) デイオ明石店
 イ 変更後
 デイオ明石店・スギ薬局明石魚住店
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地の5	大賀 昭 司
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉 浦 広 一

名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地の5	大賀 昭 司
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉 浦 広 一
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地の5	大賀 昭 司
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉 浦 克 典

名称	住所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地の5	大賀 昭 司
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉 浦 克 典
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 ア 変更前 1,678.3平方メートル
 イ 変更後 2,492.8平方メートル
- (5) 駐車場の位置及び収容台数 (位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
 ア 変更前 156台
 イ 変更後 95台
- (6) 駐輪場の位置及び収容台数 (位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
 ア 変更前 80台
 イ 変更後 70台
- (7) 荷さばき施設の位置及び面積 (位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
 ア 変更前 108.3平方メートル
 イ 変更後 138.3平方メートル
- (8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。)
 ア 変更前 31.3立方メートル
 イ 変更後 35.7立方メートル
- (9) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 ア 変更前
 大黒天物産株式会社 24時間
 イ 変更後

大黒天物産株式会社 24時間

スギ薬局株式会社 午前9時から午後10時まで

(10) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前 出入口2箇所

イ 変更後 出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所

4 変更年月日

平成30年10月3日ほか

5 届出年月日

令和元年6月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和元年7月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和元年11月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年7月23日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

平成31年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

本庁各課室及び県の各地方機関

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札金額は、規格別予定数量に単価を乗じた額の全規格総価額で行う。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 吉田  
電話 (078) 341-7711 内線4938 F A X (078) 362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和元年7月23日(火)から同年8月6日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ウ 入札の日時  
令和元年9月2日(月)午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室
- エ 入札書の提出期限  
上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和元年8月30日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札
- 兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間  
令和元年7月23日(火)から同年8月6日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和元年8月6日(火)は午後4時までとする。)
- イ 入札の日時  
令和元年8月26日(月)午後5時から同年9月2日(月)午後2時まで(県の休日を除く。)
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間  
令和元年7月24日(水)から同年8月16日(金)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)  
なお、電子入札システムによる場合は、令和元年7月24日(水)から同年8月6日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和元年8月6日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。
- イ 受付場所  
上記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類  
(7) 仕様確認申込書  
(4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等
- エ 提出方法  
電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。
- オ 確認の結果  
令和元年8月26日(月)午後5時までに通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められ

た場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の110を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年8月29日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年10月1日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)

- (3) Delivery period:

From October 1, 2019 through March 31, 2020

- (4) Delivery place:



Hyogo Prefectural Government and Region Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 6, 2019

(6) Deadline for tender:

14:00 September 2, 2019 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 30, 2019 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Yoshida, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4938

## 病院局公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年7月23日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

#### 1 入札に付する事項

(1) 工事名

県立はりま姫路総合医療センター（仮称）病院棟外衛生設備工事（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所

姫路市神屋町（キャストィ21イベントゾーン高等教育・研究エリア）

(3) 工事概要

県立はりま姫路総合医療センター（仮称）病院棟外建築工事に係る衛生設備（衛生・消火設備外）工事

ア 病院棟 鉄骨造（免震構造）12階建塔屋3階 延べ面積59,452.62平方メートル

イ 放射線治療棟 鉄筋コンクリート造2階建塔屋1階 延べ面積 1,789.90平方メートル

ウ 教育研修棟 鉄筋コンクリート造5階建塔屋1階 延べ面積 8,785.26平方メートル

エ 歩行者デッキ 鉄筋コンクリート造1階建 延べ面積 0.00平方メートル

(4) 工期

令和3年11月30日限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

#### 2 応募方法

特別共同企業体による。

#### 3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結

予定日（令和元年10月下旬）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による管工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)が、代表構成員にあつては1,100点以上、その他の構成員にあつては750点以上であること。

カ 平成16年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延べ面積が15,000平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る機械設備工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延べ面積が3,900平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る機械設備工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社梓設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

## (2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和元年9月9日（月）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

## (3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による管工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

- (7) 1級管工事施工管理技士の資格を有すること。  
(4) 平成16年度以降に、1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延べ面積が15,000平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る機械設備工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

#### (4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

#### 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

令和元年7月23日（火）から同年9月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所、問合せ先）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話（078）341-7711 内線4365、4340

#### 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

##### (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和元年7月23日（火）から同年8月2日（金）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和元年7月23日（火）から同年9月12日（木）まで

##### (2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

#### 6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

##### (1) 提出期間

令和元年7月24日（水）から同年8月2日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

く。)

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものである。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和元年9月13日（金）及び同月17日（火）午前9時から午後5時まで（令和元年9月17日（火）は正午まで）

(2) 開札日時

令和元年9月18日（水）午前10時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約当事者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。
- エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。
- オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。
- カ 入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

- ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。
- なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。
- ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。
- エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- ア 年割支払 有
- イ 前金払 有
- ウ 中間前金払 有
- エ 部分払 有
- オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
- 次のいずれにも該当する場合
- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別

の事情があると発注者が認める場合

- (4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

- (4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約を締結した者は、次のア及びイを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については55パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和元年9月18日（水）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同月25日（水）午後5時までに行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（上記3(3)ア(4)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先  
上記4(2)に同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県県土整備部契約管理課にて落札決定日の翌日までに公表する。  
また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス  
(アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) にて公表する。

10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:  
Installation of plumbing systems and sanitary equipment in Hyogo Prefectural Harima-Himeji General Medical Center (tentative name) Hospital Ward and other structures
  - (a) Hospital Ward  
Steel structure (Base-isolated structure)  
12 floors above the ground with 3 story rooftop structure  
Total floor area 59,452.62 m<sup>2</sup>
  - (b) Radiation Therapy Ward  
Steel reinforced concrete  
2 floors above the ground with 1 story rooftop structure  
Total floor area 1,789.90 m<sup>2</sup>
  - (c) Education and Training Building  
Steel reinforced concrete  
5 floors above the ground with 1 story rooftop structure  
Total floor area 8,785.26 m<sup>2</sup>
  - (d) Pedestrian Deck  
Steel reinforced concrete construction 1 story  
Total floor area 0.00 m<sup>2</sup>
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 August 2, 2019
- (3) Deadline for tender:  
12:00 September 17, 2019
- (4) Contact:  
Contract Management Division, Policy Planning & Coordination Bureau,  
Public Works & Development Department, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 4365 or 4340



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年7月23日

兵庫県病院事業契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
県立はりま姫路総合医療センター（仮称）病院棟外電気設備工事（以下「本件工事」という。）
- (2) 工事場所  
姫路市神屋町（キャストィ21イベントゾーン高等教育・研究エリア）
- (3) 工事概要

県立はりま姫路総合医療センター（仮称）病院棟外建築工事に係る電気設備（受変電・電力・放送設備外）工事

|          |                   |                     |
|----------|-------------------|---------------------|
| ア 病院棟    | 鉄骨造（免震構造）12階建塔屋3階 | 延べ面積59,452.62平方メートル |
| イ 放射線治療棟 | 鉄筋コンクリート造2階建塔屋1階  | 延べ面積 1,789.90平方メートル |
| ウ 教育研修棟  | 鉄筋コンクリート造5階建塔屋1階  | 延べ面積 8,785.26平方メートル |
| エ 渡廊下棟   | 鉄骨造1階建            | 延べ面積 125.62平方メートル   |
| オ 歩行者デッキ | 鉄筋コンクリート造1階建      | 延べ面積 0.00平方メートル     |

(4) 工期

令和3年11月30日限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（令和元年10月下旬）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による電気工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)が、代表構成員にあつては1,100点以上、その他の構成員にあつては760点以上であること。

カ 平成16年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延べ面積が15,000平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る電気設備工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延べ面積が3,900平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る電気設備工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勧告して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社梓設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超



える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和元年9月9日（月）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(イ) 1級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

(ロ) 平成16年度以降に、1棟又は同一工事で2棟以上の合計の延べ面積が15,000平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る電気設備工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

## 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

令和元年7月23日(火)から同年9月12日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所、問合せ先)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話(078)341-7711 内線4365、4340

## 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

## (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和元年7月23日(火)から同年8月2日(金)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。)

令和元年7月23日(火)から同年9月12日(木)まで

## (2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) (以下「入札情報サービス」という。) →「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

## 6 入札参加の手續

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

令和元年7月24日(水)から同年8月2日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

## (2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル(以下「電子計算機ファイル」という。)に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に記載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

## 7 入札手續等

## (1) 入札期間

令和元年9月13日(金)及び同月17日(火)午前9時から午後5時まで(令和元年9月17日(火)は正午まで)

## (2) 開札日時

令和元年9月18日(水)午前10時30分

## (3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約

締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなす。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- |   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| ア | 年割支払               | 有 |
| イ | 前金払                | 有 |
| ウ | 中間前金払              | 有 |
| エ | 部分払                | 有 |
| オ | 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 | 有 |

8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出  
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出  
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約を締結した者は、次のア及びイを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と

複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に規定する労働者派遣契約(以下「労働者派遣契約」という。)を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)

(3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格(直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については55パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの)を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある(詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。)

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和元年9月18日(水)午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同月25日(水)午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件(上記3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県県土整備部契約管理課にて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス

(アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)にて公表する。

## 10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Installation of electric equipment in Hyogo Prefectural Harima-Himeji General Medical Center (tentative name) Hospital Ward and other structures

(a) Hospital Ward

Steel structure (Base-isolated structure)

12 floors above the ground with 3 story rooftop structure

Total floor area 59,452.62 m<sup>2</sup>

(b) Radiation Therapy Ward

Steel reinforced concrete

2 floors above the ground with 1 story rooftop structure

Total floor area 1,789.90 m<sup>2</sup>

(c) Education and Training Building  
Steel reinforced concrete  
5 floors above the ground with 1 story rooftop structure  
Total floor area 8,785.26 m<sup>2</sup>

(d) Connecting Corridor  
Steel structure 1 story  
Total floor area 125.62 m<sup>2</sup>

(e) Pedestrian Deck  
Steel reinforced concrete construction 1 story  
Total floor area 0.00 m<sup>2</sup>

(2) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 August 2, 2019

(3) Deadline for tender:  
12:00 September 17, 2019

(4) Contact:  
Contract Management Division, Policy Planning & Coordination Bureau,  
Public Works & Development Department, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 4365 or 4340

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年7月23日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 病院及び介護老人保健施設の表丹波市の項中

「

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 介護老人保健施設 さんなん桜の里 | 同 市山南町和田字中縄手694-1 |
|------------------|-------------------|

」

を

「

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 介護老人保健施設 さんなん桜の里 | 同 市山南町和田字中縄手694-1 |
| 兵庫県立丹波医療センター     | 同 市氷上町石生2002-7    |

」

に改め、同表猪名川町の項中

「

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 介護老人保健施設 せいふう若葉 | 同 町柏梨田字イハノ谷250 |
|-----------------|----------------|

」

を

「

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 介護老人保健施設 せいふう若葉 | 同 町柏梨田字イハノ谷 250 |
| 生駒病院介護医療院       | 同 町広根字九十九 8     |

に改める。

2 老人ホームの表宝塚市の項中

「

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| グッドタイムリビング 宝塚逆瀬川 | 同 市伊子志 1 丁目 4—52 |
|------------------|------------------|

を

「

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| グッドタイムリビング 宝塚逆瀬川 | 同 市伊子志 1 丁目 4—52 |
| チャームスイート宝塚中山     | 同 市中筋 8 丁目 24—15 |

に改める。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7月23日

兵庫県公安委員会

委員長 豊 川 輝 久

兵庫県公安委員会規則第 3 号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項第 3 号エ中「兵庫県療育手帳制度要綱（昭和49年 2月27日付け）又は神戸市療育手帳制度実施要綱（昭和49年 2月28日付け）に基づく」を削り、「療育手帳」の右に「（知的障害者の福祉の増進に資するために都道府県知事、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項に規定する指定都市の長又は同法第 252条の22第 1 項に規定する中核市の長が交付する手帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）を加える。

別表第 3 の 2 市道（姫路市）の部花田76号線の項の次に次のように加える。

|        |                                          |
|--------|------------------------------------------|
| 広畑60号線 | 姫路市広畑区大町 2 丁目 14番から同区大町 2 丁目 56番<br>4 まで |
|--------|------------------------------------------|

別表第 3 の 2 市道（高砂市）の部伊保 2 号線の項の次に次のように加える。

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 沖浜・荒井幹線 | 高砂市荒井町新浜 2 丁目 2772番から同市荒井町紙町<br>401— 1 番まで |
|---------|--------------------------------------------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 3 の 2 の改正規定は、令和元年 7月31日から施行する。